

令和4年2月17日  
関東信越厚生局

## 元保険医療機関及び元保険医の行政処分等について

令和4年2月16日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消相当」について、これらを妥当とする建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

### 【行政処分等の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消相当

- |           |   |        |               |         |           |
|-----------|---|--------|---------------|---------|-----------|
| (1) 名     | 称 | 小林歯科医院 |               |         |           |
| (2) 所     | 在 | 地      | 東京都新宿区霞岳町15番地 | 日本青年館1階 |           |
| (3) 開     | 設 | 者      | 小林 弘幸         |         |           |
| (4) 指定取消相 | 当 | 年      | 月             | 日       | 令和4年2月18日 |

※ 当該保険医療機関は、平成27年5月29日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

#### 2. 保険医の登録の取消相当

- |           |   |             |   |   |           |
|-----------|---|-------------|---|---|-----------|
| (1) 氏     | 名 | 小林 弘幸 (68歳) |   |   |           |
| (2) 登録取消相 | 当 | 年           | 月 | 日 | 令和4年2月18日 |

※ 当該保険医は、令和3年9月1日付けで登録を抹消していることから登録の取消相当の取扱いとするものです。登録の取消相当の取扱いとは、登録取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

### 【行政処分等に至った経緯】

保険者から送付された医療費通知に、受診していない期間に係る診療報酬が請求されている等の情報提供があり、個別指導を実施したところ、情報提供の内容について診療報酬を請求していたほか、保険適用とならない診療を行ったにもかかわらず保険診療を行ったものとして診療報酬を請求していた旨の回答があったことから、個別指導を中断した。

その後、患者調査を実施した結果、診療を行っていないにもかかわらず診療報酬を不正に請求していること、保険適用とならない診療を行ったにもかかわらず保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたことから、監査要綱

の第3の1及び2に該当するものとして、平成28年12月から令和3年7月まで計5日間の監査を実施したところ、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

**【行政処分等の主な理由】**

1. 保険医療機関

元開設者である小林弘幸は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

2. 保険医

元保険医である小林弘幸歯科医師は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。